

議案第48号 説明資料

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第9条の5 略</p> <p><u>(感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第10条 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から、町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が認めるものに従事したときは、特殊勤務手当として、感染症防疫作業手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>感染症防疫作業手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号に掲げる作業以外の作業 1日につき3,000円</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業 1日につき4,000円</u></p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第9条の5 略</p> <p>第10条 削除</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
第11条～第23条 略 別表第1及び別表第2 略	第11条～第23条 略 別表第1及び別表第2 略